

日本型大統領制 憲法改正 条文草案

象徴天皇の存置・大統領制・一院制議会・固定任期
強い司法と権限争議の裁定・予算の継続装置
そして、最も外に立つ審級としての国民主権

統治機構の再設計と、その正統性の係留 —— 完全草案

June 16, 2026

目次

第一章 天皇（改正）	2
第二章 大統領（新設）	3
第三章 議会（旧・第四章 国会の改正）	5
第四章 内閣（旧・第五章の改正）	6
第五章 司法（旧・第六章の強化）	7
第六章 財政（旧・第七章の改正）	8
第七章 国民主権の直接行使（新設）	9
究極の主権——改正手続への刻印	11
三装置の目盛り（要件の一覧）	11
新旧対照（主要条文）	11
三権の相互チェック関係図	13
位置づけ図——三権の上に立つ主権者	14

この草案について

本書は、現行日本国憲法の統治機構を組み替える条文草案を、一冊にまとめたものである。確定した設計方針は次のとおり。**象徴天皇を存置**し国事行為はすべて大統領へ移す。**大統領**を元首とし行政権を帰属させ、予算提案権を専属とする。国会を一院制議会に改め、**解散・内閣不信任を置かず固定任期**とする。司法を強化し、行政の差止め・統治行為論の限定・**憲法裁判部による権限争議の裁定**を導入する。政策の膠着には**予算継続装置**で備える。

そして本書の後半（第七章）で、これら力の再配分を正統化する源泉——**国民主権**——を、直接行使の三装置（国民投票・国民発案・リコール）として据える。人権規定（現行第三章）等は原則として現行のまま維持し、本書では扱わない。

読み方と、条数について 枠で囲った**設計趣旨**は条文そのものではなく、なぜその条文かを示す注記である。**ワイン色の枠**は変更点や設計上の警告を示す。条番号は、現行を改める場合は現行番号を、新設の場合は便宜的な番号を用いた（第七章は第90条台）。実際の改正では全体の条数繰り直しを要する。

なぜ直接民主の敷居を高くするか 本草案は解散・不信任をあえて廃し、大統領と議会を「話し合い」へ追い込む設計である。低い敷居の直接民主を入れると、その出口を裏口から戻し、話し合いの圧力を弱めてしまう。ゆえに第七章の三装置は**抜く敷居を高くし**、重大事の最後の手段にとどめる。「宝刀の存在自体が抑止になり、かえって話し合いを促す」——地方自治の不信任で見た論理を、ここでも用いる。

第一章 天皇（改正）

改正の骨子 第一条（象徴）は維持。第三条・第四条・第六条・第七条を**削除**し、国事行為を新章「大統領」へ移管する。国事行為を一切担わないことに伴い、第一条の「象徴」を儀礼の根拠から切り離し、歴史的・文化的象徴として再定義する。

第1条（天皇の地位）

天皇は、日本国の歴史と伝統を体現する象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条（皇位の継承）

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

- 1 天皇は、国政に関する権能を有しない。天皇は、いかなる国家作用にも関与せず、祭祀その他の伝統に関する事項を行う。

削除 現行第三条（内閣の助言と承認）、第四条（国政権能・国事行為の委任）、第六条（内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命）、第七条（国事行為の列挙）は削除する。これらの国事行為は第二章（大統領）へ移す。

設計趣旨 国事行為をゼロにした象徴は、公布・召集・任命といった儀礼の支えを失う。そこで第一条で「歴史と伝統を体現する」と言い換え、象徴の根拠を国家作用の代行ではなく歴史・文化の側に置き直した。これにより象徴天皇と元首たる大統領の併存が論理的に整理される。

第二章 大統領（新設）

新設 現行に存在しない章を立て、執行府の長たる大統領を置く。現行第六十五条（行政権は内閣に属する）の受け皿となる。

第1条（大統領の地位）

大統領は、日本国の元首であり、行政権は、大統領に属する。

第2条（選出）

大統領は、日本国民の直接選挙により、これを選出する。

- 1 選挙において投票の過半数を得た者がいないときは、上位二名について決選投票を行う。
- 2 大統領の被選挙資格は、満三十五年以上の日本国民であつて、法律の定める要件を備える者とする。

第3条（任期）

大統領の任期は、四年とする。

- 1 大統領は、連続して二期を超えて在任することができない。
- 2 大統領の任期は、議会の任期と独立とし、いかなる事由によつても相互に左右されない。

第4条（副大統領及び継承）

副大統領を置く。副大統領は、大統領とともに選出される。

- 1 大統領が欠けたとき、又はその職務を行うことができないときは、副大統領が大統領の職務を行う。
- 2 大統領及び副大統領がともに欠けたときの継承の順位は、法律でこれを定める。

第5条（国事に関する行為）

大統領は、次の行為を行う。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 議会を召集すること。
- 3 国務大臣その他法律の定める官吏の任免を認証すること。
- 4 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 5 外国の大使及び公使を接受すること。
- 6 栄典を授与すること。
- 7 儀式を行うこと。

設計趣旨 現行第七条の国事行為を、内閣の助言と承認を要せず大統領自身の権限として再構成した。解散を置かないため、「衆議院を解散すること」「総選挙の施行を公示すること」のうち解散は消滅し、定例選挙の公示は議会の固定任期に伴う事務として法律に委ねる。

第6条（法律案及び予算の提出）

大統領は、議会に対し、法律案を提出することができる。

- 1 予算を作成して議会に提出することは、大統領の専属の権限とする。議会は、予算を増額する修正を発議することができない。ただし、減額する修正及び款項の組替えはこの限りでない。

執行府専属の予算提案権 地方自治法の首長の予算提出権（同法第二十一条・第一一二条第二項）を国政へ援用し、予算の発案を執行府に独占させる。これは執行府をかなり強くするが、後述の予算継続装置（第八章）と再議に対する議会の再可決とで均衡を図る。

第7条（再議（拒否権））

大統領は、議会の議決した法律及び予算について異議があるときは、これを議会に差し戻し、再議に付することができる。

- 1 再議に付された議案について、議会が出席議員の三分の二以上の同意で再びこれを議決したときは、その議決は確定する。
- 2 大統領は、確定した法律及び予算を執行する義務を負う。

設計趣旨 再可決の閾値を「出席議員の三分の二」とした（地方自治法第一七六条に倣う）。米国型の「総議員の三分の二」より議会側にやや有利で、一院制と相まって執行府への対抗力を確保する。この閾値は大統領と議会の力関係を調整する主要な調整弁である。

第8条（専決処分を置かないこと）

大統領は、議会の権限に属する事項を、議会に代わつて処分することができない。

専決処分の不採用 地方自治法第一七九条・第一八〇条の専決処分は採用しない。解散・不信任という非常ブレーキを置かない設計では、議会を迂回する専決処分まで認めると執行府に過大な抜け道を与え、過去の濫用事例（議会の実質的迂回）と同種の危険を招くため、明文で否定する。

第9条（内閣の任命）

大統領は、その補佐機関として内閣を組織し、国务大臣を任命する。

- 1 国务大臣の任命には、議会の同意を要する。
- 2 大統領は、国务大臣を任意に罷免することができる。

第10条（弾劾）

大統領及び副大統領は、その職務の執行について憲法又は法律に著しく違反したときは、議会の訴追に基づき、第六章に定める手続により罷免されることがある。

第三章 議会（旧・第四章 国会の改正）

改正の骨子 両院制を一院制に改める。解散及び内閣不信任を置かず、議会は**固定任期**とする。総理指名（現行第六十七条）・内閣不信任（同第六十九条）の規定は削除。両院調整に関する規定（現行第五十九条～第六十一条等）も削除する。

第41条（議会の地位・立法権）

議会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条（一院制）

議会は、選挙された議員で組織する一の議院でこれを構成する。

第45条（任期）

議会の議員の任期は、四年とする。

- 1 議会は、これを解散することができない。議員の任期は、任期満了によつてのみ終了する。

固定任期 現行第四十五条但書「衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する」を削除し、解散による任期短縮の余地をなくす。これにより大統領と議会は、ともに次の選挙まで相手を退場させられない。

第59条（法律の議決）

法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、議会で可決したとき法律となる。

- 1 議会で可決した法律及び予算は、第二章に定める大統領の再議に服する。

第60条（予算の議決）

予算は、大統領がこれを作成して議会に提出し、議会の議決を経なければならない。議会は、これを審議し、議決する。

第61条（条約の承認）

条約の締結には、事前に、時宜によつては事後に、議会の承認を経ることを必要とする。

第11条（人事同意権）

大統領が任命する国务大臣、最高裁判所の裁判官その他法律の定める官吏については、議会の同意を要する。

第12条（国政調査権）

議会は、国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

- 1 議会は、選挙された議員で構成する委員会に、前項の権限を行使させることができる。

設計趣旨 地方自治法第一〇〇条の調査権（いわゆる百条調査権）を国政の議会権限として強化した。議会は予算の発案権を持たない代わりに、承認・人事同意・調査・弾劾訴追という監視権限で執行府を締める。これが二元代表制における議会の効き方である。

第四章 内閣（旧・第五章の改正）

改正の骨子 内閣を独立の行政主体から、**大統領の補佐機関**へ改める。「内閣は国会に対し連帯して責任を負ふ」（現行第六十六条第三項）を**削除**。総理指名・任命（同第六十七条・第六十八条）、不信任・総辞職（同第六十九条・第七十条）を廃止する。

第65条（行政権）

行政権は、大統領に属する。

第66条（内閣の組織）

内閣は、大統領が任命する国务大臣でこれを組織し、大統領を補佐する。

- 1 国务大臣は、その所掌する行政事務について、大統領に対し責任を負う。

連帯責任の削除 議院内閣制の心臓部である「国会に対する連帯責任」を抜くことで、内閣は議会の信任に依存しない補佐機関となる。これに伴い内閣不信任（現行第六十九条）・総辞職（同第七十条）は対象を失い廃止される。

第五章 司法（旧・第六章の強化）

改正の骨子 司法の独立は維持・強化。違憲審査を維持しつつ**行政の差止め**を憲法上保障し、**統治行為論を限定**する。最高裁判所に**憲法裁判部**を置き、大統領と議会の**権限争議を裁定**する。最高裁人事は大統領任命＋議会承認とする。弾劾を高官に拡張する。

第76条（司法権・裁判所の独立）

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

- 1 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第79条（最高裁判所の構成・任命）

最高裁判所は、長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成する。

- 1 最高裁判所の裁判官は、**大統領が任命し、議会の承認**を経て就任する。
- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる議会の議員総選挙の際に国民の審査に付する。

第81条（違憲審査権及び行政の差止め）

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

- 1 裁判所は、行政機関の処分又は不作為が違法であるときは、その取消し、無効の確認のほか、**その差止め**を命ずることができる。
- 2 国民は、法律の定めるところにより、国の財務会計上の行為その他の行政の行為について、その差止めを裁判所に請求することができる。

設計趣旨 第二項で行政事件訴訟法の差止めの訴え（同法第三条第七項、平成一六年改正で導入）を憲法上裏打ちする。第三項は地方自治法第二四二条の二の住民訴訟を国政版へ引き上げたもので、市民発の司法的チェックを広く開く。米国が納税者の原告適格を絞るのに対し、日本の地方モデルを活かした独自の強い司法となる。

第13条（統治行為論の限定）

裁判所は、高度の政治性を理由として、憲法又は法律の適合性に関する判断を回避してはならない。ただし、政策の当否そのものに関する判断は、この限りでない。

設計趣旨 いわゆる統治行為論を原則として封じ、大統領及び議会の行為も司法審査に服することを明示する。ただし但書で「政策の当否そのもの」は司法の対象外と画し、次条の権限争議裁定の射程を法律問題に限定する安全弁を置く。統治行為論の限定と権

限争議裁定は、この但書がなければ相乗的に暴走するため、ここで帳尻を合わせる。

第14条（憲法裁判部・権限争議の裁定）

最高裁判所に憲法裁判部を置く。

- 1 大統領と議会との間に、憲法上の権限の所在又はその行使の適法性をめぐる争いが生じたときは、憲法裁判部がこれを裁定する。
- 2 前項の裁定を求めることができるのは、大統領及び議会に限る。
- 3 憲法裁判部の裁定は、権限の所在及び手続の適法性に限り、政策の当否に及んではない。
- 4 裁定は、大統領及び議会を拘束する。

設計趣旨 独・韓の憲法裁判所がもつ機関争訟（Organstreit）を、独立機関を新設せず最高裁の一部として実装した。膠着のうち「そもそも誰が決める話か」でもめる部分を法的に裁ける。第三項の政策当否の除外が、選ばれていない裁判官が政策を決める事態（国民主権との衝突）を防ぐ要石である。

第64条（弾劾裁判）

議会は、罷免の訴追を受けた裁判官並びに大統領、副大統領及び法律の定める高官を裁判するため、議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

- 1 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第六章 財政（旧・第七章の改正）

改正の骨子 財政の議会統制（現行第八十三条）は維持。これに加え、政策的膠着の出口として**予算継続装置**を新設する。

第83条（財政処理の基本原則）

国の財政を処理する権限は、議会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第15条（予算の継続執行）

予算が会計年度の開始までに成立しないときは、大統領は、前年度の予算に準じて、議会が予算を議決するまでの間、必要な支出をすることができる。

- 1 前項による支出は、法律の定める経常的な経費に限る。
- 2 継続費及び法律で定める義務的経費は、自動的に延長される。

設計趣旨 解散・不信任という決着装置を置かないため、政策で折り合えないまま時間切れになっても国家が止まらない「床」を張る。前年度準拠の暫定予算を自動執行することで、政治が合意するまでの間も行政が窒息しない。執行府専属の予算提案権を採っても、この装置があるため議会の審議拒否が即座に行政の停止を意味しない。

第七章 国民主権の直接行使（新設）

第90条（国民主権の確認）

日本国の主権は、国民に存する。国民は、選挙された代表者を通じて行動するほか、この章の定めるところにより、直接これを行行使する。

設計趣旨 前文および第一条の国民主権を、行動原理として章の冒頭に再掲する。代表制を原則としつつ、直接行使を「例外的だが正規の経路」として位置づける。これにより、大統領・議会・裁判所のいずれの内部にも属さない、最も外に立つ審級として国民を据える。

一 国民投票（レファレンダム）

第91条（国民投票）

次の事項は、国民投票に付し、投票した者の過半数の賛成により決する。

- 1 大統領と議会との間で、国の重要な政策につき議決が成立せず、会計年度を越えて膠着が継続するとき、いずれか一方の要求に基づき付される事項。
- 2 議会の総議員の過半数の発議により、国民に問うべきものとして付される国の重要事項。
- 3 国の主権、領域又は統治の基本に関わる条約その他の重要事項であつて、法律の定めるもの。
 - 1 国民投票が成立するには、有権者の過半数の投票を要する。
 - 2 国民投票で決した事項は、大統領及び議会を拘束する。

設計趣旨 前回未解決だった政策の膠着の最終審を、ここに置く。司法（憲法裁判部）は権限の所在しか裁けず政策の当否に踏み込めない。予算継続装置は「止まらないようにする」だけ。残る穴——重大政策で折り合えないまま動かない場合——を、主権者自身の判断で抜く。投票率の定足（過半数）を課し、無関心による少数の決定を防ぐ。

二 国民発案（イニシアティブ）

第92条（国民発案）

有権者は、その総数の五十分の一以上の連署をもつて、その代表者から、法律案を議会に発案

することができる。

- 1 議会は、発案された法律案を、相当の期間内に審議し、表決しなければならない。
- 2 議会が否決し、又は相当の期間内に表決しないときは、発案者は、有権者の**五分の一以上**の連署をもつて、当該法律案を国民投票に付することを求めることができる。この場合、前条の手続による。
- 3 憲法改正の発案については、第96条（改正手続）の定めるところによる。

設計趣旨 議題設定権は、本来は大統領（予算）と議会（立法）が握る。それを**国民の側からも開く回路**である。二段構え——まず議会に発案（敷居は低め、五十分の一）し、議会が無視・否決したときに限り、より高い敷居（五分之一）で国民投票へ進める——とすることで、議会を飛び越える濫用を防ぎつつ、議会が国民の発案を握りつぶせないようにする。

三 リコール（解職請求）

第93条（大統領の解職請求）

有権者は、その総数の**三分の一以上**の連署をもつて、大統領の解職を請求することができる。

- 1 前項の請求があつたときは、その可否を国民投票に付する。**有権者の過半数が投票し、その過半数が賛成**したときは、大統領は、その職を失う。
- 2 解職の請求は、大統領の就任後一年間及び任期満了前一年間は、これを行うことができない。
- 3 この章による解職は、第64条の弾劾（憲法又は法律への著しい違反を理由とする罷免）とは別個の制度とする。

設計趣旨 不信任を廃したことで失われた「任期途中の退場」を、議会の手から**主権者本人の手へ移設**する。現行第十五条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」を、大統領に対して実装する形である。敷居を三分の一の連署＋投票率過半数＋過半数賛成と重くし、就任直後と任期末の一年を除外することで、選挙結果を軽々に覆す濫用を防ぐ。**弾劾（法令違反）とリコール（政治責任）を別建てにし、混同を避ける。**

設計上の警告——出口の再導入に注意 リコールと随時の国民投票は、あの草案がわざと塞いだ「出口」を裏口から戻す側面を持つ。敷居を下げすぎると、固定任期で生んだ「話し合いの圧力」が崩れ、政治が常時の動員合戦に陥る。三装置はいずれも**重大事の最後の手段**にとどめ、平時の意思決定は代表制（大統領・議会）に委ねること。目盛り（次表）の設定が、この設計全体の成否を分ける。

究極の主権——改正手続への刻印

第96条（改正手続）

この憲法の改正は、議会の総議員の三分の二以上の賛成で、議会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。

- 1 前項の承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- 2 国民は、第92条（国民発案）の定めにより、憲法改正を発案することができる。

改正の限界 国民主権は、この草案が埋め込む内容であると同時に、その改憲が踏み越えてはならない外枠でもある。組織の配置（大統領制・一院制・固定任期）はいくら組み替えてもよいが、国民主権そのものを改正で廃することはできない——それは改正権の限界を超える。象徴天皇と国民主権の骨格を保つこの設計が、共和制への転換より限界論との摩擦が小さいのは、この外枠を壊さないからである。

三装置の目盛り（要件の一覧）

装置	発動の敷居	成立の要件	何を補うか
国民投票 最終審	政策の膠着で一方が要求／議会の過半数発議／重要条約等	投票率 過半数 + 賛成 過半数	司法でも継続装置でも解けない政策の膠着の出口
国民発案 下からの議題	50分の1で議会に発案 → 否決・放置なら5分の1で国民投票へ	（国民投票に至れば）投票率 過半数 + 賛成 過半数	大統領・議会が独占する議題設定を国民に開く
リコール 途中の退場	3分の1の連署。就任後・任期末の各1年は不可	投票率 過半数 + 賛成 過半数	不信任の廃止で失った任期途中の退場を国民の手へ

三つとも成立判定は「投票率過半数＋賛成過半数」で統一し、無関心による少数決定を防ぐ。違いは発動の敷居にあり、退場（リコール）が最も重く、議会への発案が最も軽い。

新旧対照（主要条文）

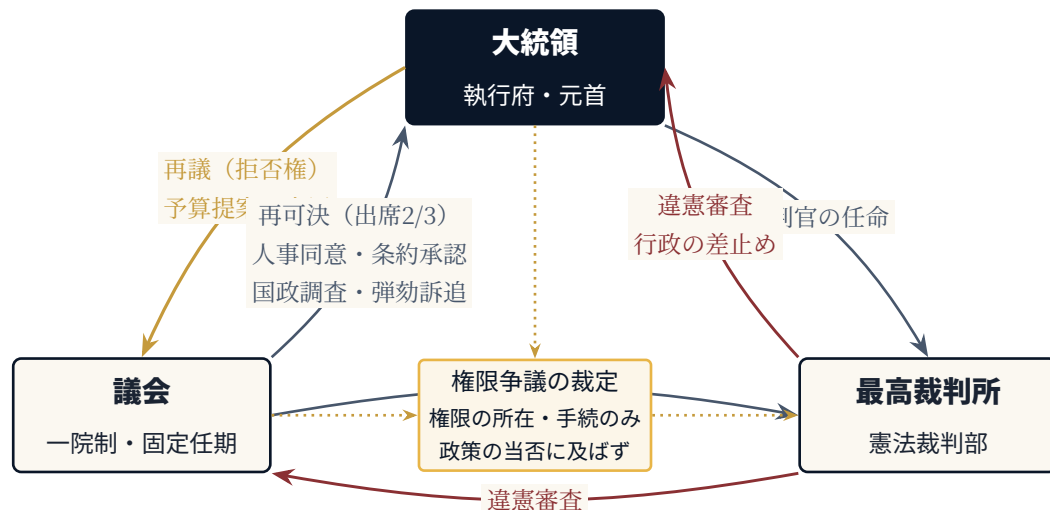
※「→」は移管先・帰結を示す

現行	現行の内容	本草案での扱い
第1条	天皇は日本国・国民統合の象徴	維持（歴史・伝統を体現する象徴と再定義）
第3条	国事行為に内閣の助言と承認	削除
第4条	天皇は国政権能を有しない／委任	削除（権能なしは第1条第1項に統合）
第6条	総理・最高裁長官の任命	削除 → 大統領が任命（議会承認）
第7条	国事行為の列挙	削除 → 大統領の権限へ移管（解散は消滅）
第41条	国会は最高機関・唯一の立法機関	維持（一院制議会へ）
第42条	衆議院・参議院の両議院	改正 → 一院制
第45条但書	衆議院解散で任期短縮	削除 → 固定任期
第59～61条	両院間調整・衆院優越	削除・簡素化（一院制）
第65条	行政権は内閣に属する	改正 → 大統領に属する
第66条③	内閣は国会に連帯責任	削除（内閣は大統領の補佐機関）
第67条	内閣総理大臣の指名	削除
第69条	内閣不信任決議	削除（不信任・解散を置かない）
第70条	総辞職	削除
第79条②	最高裁裁判官の任命	改正 → 大統領任命＋議会承認
第81条	違憲審査権	維持・強化 → 行政差止め・国民の差止請求を追加
（新設）	—	統治行為論の限定
（新設）	—	憲法裁判部・権限争議の裁定
第83条	財政の議会統制	維持＋予算継続執行を新設
（新設）	—	第七章 国民主権の直接行使（新章）
（新設）	—	国民投票：政策膠着の最終審・重要事項を国民が決する
（新設）	—	国民発案：50分の1で議会へ、否決時は5分の1で投票
（新設）	—	リコール：3分の1の連署で大統領の解職を投票に

※「→」は移管先・帰結を示す

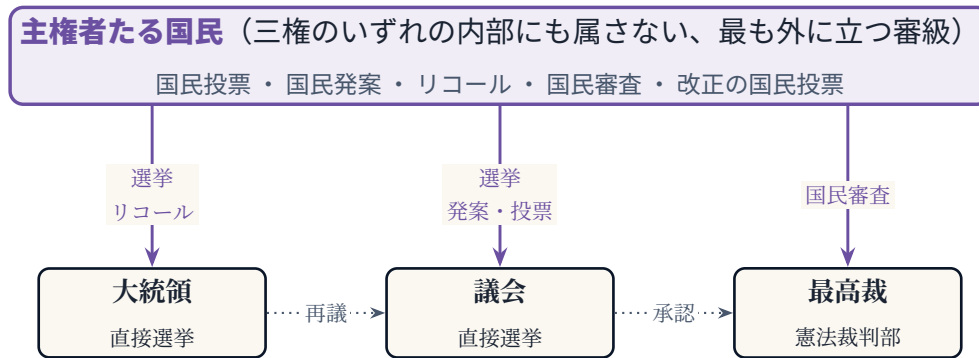
現行	現行の内容	本草案での扱い
第96条	各議院の総議員の3分の2で改正発議	改正 → 「議会の3分の2」 + 国民投票（過半数賛成）

三権の相互チェック関係図



この関係図の読み方 大統領と議会は、予算と立法をめぐり再議と再可決で押し合う。両者は固定任期ゆえ相手を退場させられず、折り合うほかない。権限の所在でもめたときだけ、最高裁の憲法裁判部が交通整理する（政策の当否には踏み込まない）。司法は両者に対して違憲審査と行政差止めでも統制し、その裁判官は大統領の任命と議会の承認という二権の関与で選ばれる。政策で折り合えないまま時間切れになっても、予算継続装置が行政を回し続けるため国家は止まらない。出口を塞いだうえで審判と安全床を置くこの三段構えが、合意による政治を促す。

位置づけ図 ―― 三権の上に立つ主権者



大統領と議会が政策で膠着 → 解けないときは**国民投票**が最終審（三権の外から決する）

この図の読み方 三権はいずれも国民から負託を受け（大統領・議会は選挙、裁判所は国民審査）、互いに再議・承認で抑制し合う。だが三権の**内部**には、最終の決定者はいない。政策が膠着し、三権の枠内で解けないとき、決めるのは三権のいずれでもなく、その**外**に立つ主権者——国民投票・発案・リコールを通じて立ち現れる国民——である。これが「検証する者は、検証される系統の外に立つ」の、最も深い形。

留意点

本草案は統治機構の骨格を改めるため、学説上の**改正限界論**（国民主権・基本的人権の尊重など憲法の基本構造を超える変更は、改正権の限界を超えるとする議論）に触れる規模である。もっとも、**象徴天皇と国民主権の骨格自体は維持**しており、共和制への転換に比べれば限界論との摩擦は小さい。むしろ第七章は、国民主権を直接行使の装置として厚く埋め込むことで、この骨格を補強している。

国民主権は、この草案が**埋め込む内容**であると同時に、その改憲が**踏み越えてはならない外枠**でもある。組織の配置（大統領制・一院制・固定任期）はいくら組み替えてもよいが、国民主権そのものを改正で廃することはできない。各条の閾値（再可決の三分の二、弾劾要件、被選資格年齢、国民投票・発案・リコールの各数居、「国民の差止請求」の原告適格の範囲）は、運用を左右する設計変数であり、関連法律で具体化を要する。

力をどれだけ大統領や司法に再配分しても、その源泉を国民に係留し続ける——三権のいずれの内部にも属さない、最も外に立つ審級として主権者を据えること。それが本草案を貫く一本の背骨である。